

千葉市議会大規模災害対応指針（案）

1 目的

この指針は、千葉市域に大規模災害が発生した場合、市民の安全を確保し、被害を最小限に留めるために、千葉市議会及び議会議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう定めるものである。

2 基本方針

大規模災害時*においては、その災害の規模、種類、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に行動することが求められる。本市議会は、下記の基本方針に基づき対応を図るものとする。

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- (2) 議長は、会派及び議員へ適切な情報提供を行うとともに、会派及び議員から提供された情報と要望を一元化し、災害対策本部長へ要請する。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に最大限の協力を行う。

*大規模災害：市・区災害対策本部が設置される規模の災害を想定

- 1 地震 ○市域に震度5強以上の地震
○東京湾内湾に大津波警報
○東海地震予知情報・警戒宣言 等
- 2 風水害
- 3 大規模事故災害

3 大規模災害発生時の対応

(1) 初動期…発生から概ね24時間

①会議開催時の対応

- ア 議長又は委員長は、直ちに休憩又は散会を宣言する。
- イ 自身の安全を確保し、揺れがおさまった後、状況を確認し避難誘導に従い避難する。
- ウ 議会事務局は避難状況を確認し、議長に報告する。
- エ 議会事務局は災害・被害状況の把握に努め、議長に報告し指示を受けるとともに、議員に対し必要な連絡調整を行う。
- オ 議員は状況及び今後の対応に応じて、適宜退庁する。

※ 議事堂からの避難方法は3ページ「議事堂からの避難誘導マニュアル」参照

②会議閉会時及び議会退庁後の対応

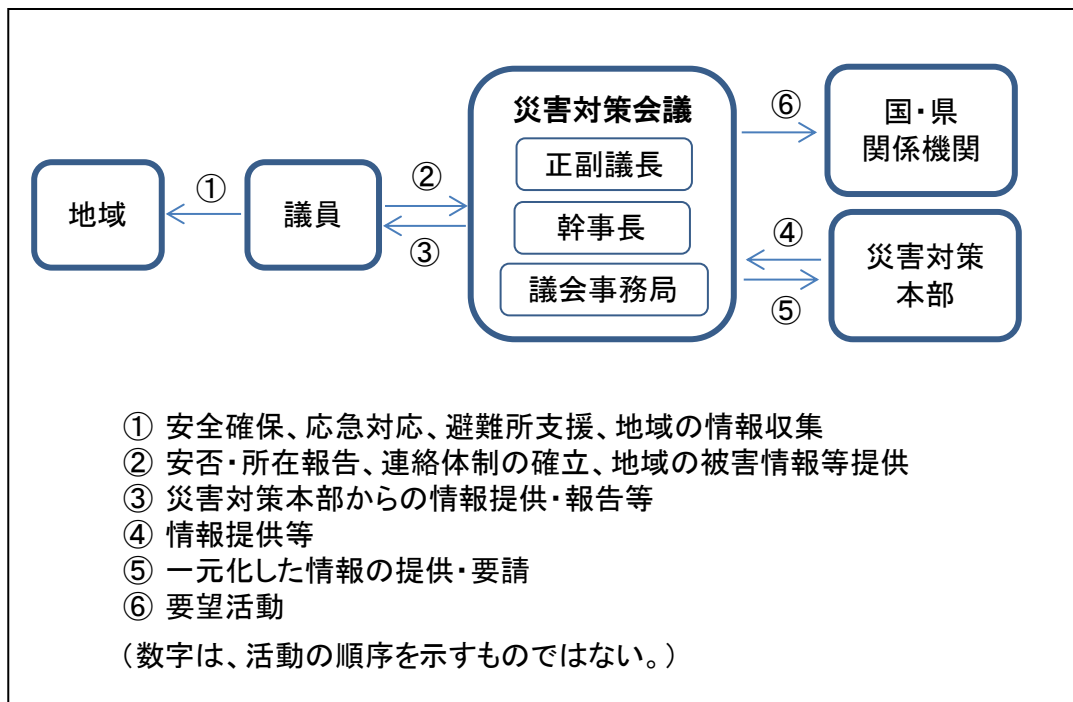
- ア 議長は千葉市災害対策会議(以下、災害対策会議)を設置し、関係議員を招集する。
- イ 議員は議会事務局に自らの安否・所在を明らかにし、連絡体制を確立する。

- ウ 議員は地域において市民の安全確保や応急対応等にできる限り協力する。
- エ 議員は地域の被災状況や被災者の要望等について、災害対策会議に情報提供する。
- オ 災害対策会議は寄せられた情報・要望を一元化し、災害対策本部へ提供する。
- カ 災害対策会議は災害対策本部から災害・被害情報の報告を受け、議員に情報を提供する。

(2) 初動期経過後

- ア 初動期に引き続き、連絡体制を継続し、地域の被害状況等の収集・提供、避難所支援に努める。
- イ 災害対策会議において、今後の対応について協議を行う。
- ウ 災害対策会議は必要に応じ、国、県、関係機関等に対し要望活動を行う。

○対応のイメージ図



4 その他

- (1) 議長に事故あるときは下記の順により対応する。
- ①副議長 ②議会運営委員会委員長 ③議会運営委員会副委員長
 ④総務委員会委員長 ⑤総務委員会副委員長
- (2) 議会事務局への連絡方法
- ①電話 043-245-5465
 ②FAX 043-245-5565
 ③電子メール somu.AS@city.chiba.lg.jp
- (3) この指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行う。